

社会福祉法人宮城厚生福祉会

下馬みどり保育園

重要事項説明書

平成28年4月

下馬みどり保育園重要事項説明書

1 事業運営主体

事業者の名称	社会福祉法人宮城厚生福祉会
代表者氏名	理事長 福岡 眞哉
法人の所在地	〒983-0021 仙台市宮城野区田子字富里153
法人の電話番号	022-388-9968
法人が運営する事業所	保育園…下馬みどり保育園 乳銀杏保育園 柳生もりの子保育園 古川ももの木保育園 古川くりの木保育園 ぐさの実保育園（坂病院院内保育所） 高齢者施設…高齢者福祉施設「宮城野の里」 介護老人福祉施設十符・風の音 デイサービスセンターくりこまの里 介護老人福祉施設田子のまち 障害者施設…就労継続支援事業 工房歩歩 障がい児者サポートセンターてとて 児童館…仙台市宮城野児童館

多賀城市の担当窓口…こども福祉課 電話 022-368-1141

2 事業の目的

事業の目的	児童福祉法に基づいて乳児及び幼児の保育を行います
法人理念	乳幼児から高齢者まで安心して育ち暮らすことのできるまちづくりを広く市民とともに作ります
保育理念	・子どもの人権を尊重し子どもにとっての最善の利益を追求します。 ・豊かな自我、人と関わる力、生活や遊びを創造する力を育てます

3 施設の概要

名称	下馬みどり保育園
所在地	〒985-0835 多賀城市下馬1丁目10-4
認可年月日	平成23年4月1日
電話番号	022-361-3385
園長名	小関 靖子
定員	60人 0歳：6人 1歳：12人 2歳：12人 3歳：10人 4歳：10人 5歳：10人 (定員を超えて入所する場合があります)

職員数	20人（平成28年1月現在）
特別保育の実施状況	延長保育 障害児保育 病後児保育
職員研修実施状況	保育の質の向上のため全職員を対象に実施 <ul style="list-style-type: none"> ・主任保育士研修 ・中堅保育士研修 ・初任保育士研修 ・園内実務研修（わらべうた・リズム・指導計画作成等） ・障害児保育研修 ・年齢別発達の保育研修

4 開園日 開園時間

開園日	月曜日～土曜日
開園時間	7:00～18:00
延長保育	18:00～19:00 別途申込みが必要で保育料負担あり
短時間保育の保育時間	9:00～17:00
休園日	日曜日 祝日 年末年始（12月29日～1月3日）

5 施設の概要

敷地面積	1519.6 m ²
建物	鉄筋コンクリート 耐火・耐震建築物 床面積 586.2 m ²
施設の内容	事務室 38.7 m ² 給食室 48.1 m ² 乳児室 1室 31.6 m ² 調乳室 3.3 m ² 沐浴室 5.1 m ² 保育室 5室 160.4 m ² ホール 82.9 m ² ランチスペース 23.7 m ² おはなしのへや 13.8 m ² 病後児室 19.9 m ² 乳幼児トイレ 4か所 屋外遊技場 201.9 m ² 屋上 204.9 m ²

6 職員体制

平成28年1月現在

職種	人数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	13	10	3	常勤はローテーション勤務
保育補助	1		1	延長保育担当
栄養士	2	1	1	
看護師	1		1	
事務員				
用務員	1		1	
合計	20	13	7	

7 利用できる保育時間

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

- ・7:00～18:00 の範囲内で勤務時間＋通勤時間の利用ができます。
- ・やむを得ない理由により保育が必要な場合は 18:00～19:00 の延長保育をいたします。
(月曜日～金曜日) 希望する場合は別途、市に申込みと延長保育料が必要になります。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

- ・9:00～17:00 の範囲内で勤務時間＋通勤時間の利用ができます。
- ・やむをえない理由により保育が必要な場合は 7:00～9:00 及び 17:00～18:00 の延長保育をいたします。

(3) 土曜日の保育は両親が仕事の場合利用できます。

(4) 平日に保護者が休みの場合は 9:00～16:00 の保育をいたします。

(5) 新しく入園したときは、無理なく保育園に慣れてもらうために、慣らし保育にご協力ください。

8 保育方針及び保育目標

(1) 保育方針

- ・私たちは子どもを主人公とする保育をします。
- ・保護者の子育ての思いに、共感し支え共に子育てをしていきます。
- ・子どもと子育てにやさしい街づくりに参加します。

(2) 保育目標

- ・健康な子ども
- ・自分の要求を持ち一生懸命取り組める子ども
- ・友達や保育士と一緒にいることを喜び協力できる子ども
- ・よく考えて行動できる子ども
- ・命を大切にする子ども
- ・美しいものを感じ取ることができる子ども

9 年間行事 (平成28年度)

月	行事内容
4	入園式
5	親子遠足 内科検診 歯科検診 鶴ヶ谷保育所と交流保育
6	交通安全教室 鶴ヶ谷保育所と交流保育
7	七夕会 なつまつり
8	年長児お泊り会
9	おじいちゃんおばあちゃんと交流会 交通安全教室
10	運動会 さんまパーティー 内科検診 歯科検診

	鶴ヶ谷保育所と交流保育
1 1	やきいも会 子ども作品展 勤労感謝訪問
1 2	クリスマス会
1	伝承遊び
2	豆まき 交通安全教室
3	ひな祭り会 卒園式・修了式 保護者会総会

・毎月の行事 誕生日会、避難訓練

1 0 保育園の一日

0・1・2歳児		3・4・5歳児	
7:00	開園 順次登園 遊び	7:00	開園 順次登園 遊び
8:30	クラス保育	9:00	クラス保育
9:30	おやつ		
11:00	給食	11:30	給食
12:00	おひるね	12:30	おひるね
14:30	めざめ	14:30	めざめ
15:00	おやつ クラス活動・遊び	15:00	おやつ クラス活動・遊び
17:00	短時間保育終了	17:00	短時間保育終了
18:00	標準時間保育終了 延長保育	18:00	標準時間保育終了 延長保育
19:00	閉園	19:00	閉園

・認定保育時間までにお迎えをお願いします。

1 1 給食について

(1) 給食内容

毎月献立表を作成して配布し玄関ホールには毎日の給食を展示します。

年齢	内容
0歳	ミルク 月齢に応じた離乳食 おやつ
1・2歳	完全給食 午前・午後のおやつ
3・4・5歳	主食代を負担していただいて完全給食 午後のおやつ

・午前のおやつ：くだもの、乳製品が中心になります

・午後のおやつ：季節感のある手づくりおやつです

(2) 食材

・みやぎ生協と提携して安心安全な食材を使用しています。米は顔の見える生産者からひとめぼれを購入しています。

・屋上で菜園活動をしており、季節の野菜を活用したり焼き芋会に利用したりしています。

(3) 食物アレルギーの対応

医師が食物アレルギーと診断した場合に、アレルゲン除去食を提供します。

除去食依頼書、除去確認シート及び診断書の提出をお願いします。

(4) 食器について

給食は栄養とお腹を満たすだけでなく豊かな食文化を伝えることを大切にしています。ご飯やおかずには陶器を使っています。重量感があり口ざわりも温かです。汁椀は岩手県産の赤松や栃の木の原木を使用して木目を生かしたお椀を使用しています。

(5) 食育

命の大切さと食物に関心を持たせるために、年齢に応じた食育をしています。野菜の皮むきと観察、鮭の解体、さんまパーティー、芋ほり等。食事が丈夫な体の源になることを伝えています。また伝統食や行事食の継承、後期には子どもの希望に応えての献立も実施しています。

1.2 健康について

(1) 検診

内科検診、歯科検診を年に各2回実施しています。検診当日欠席した場合は、個別に受診していただくことになります。

委託医療機関

項目	医療機関	電話
内科検診	坂総合病院小児科	365-5175
歯科検診	こう歯科クリニック	362-5213

(2) 体調不良について

- ・保育中、検温して37.5度以上になりましたら保護者に連絡します。38度以上になりましたらお迎えをお願いします。
- ・発熱のほか、機嫌、食欲、顔色、咳、下痢、怪我の状況によってはお迎えをお願いする場合があります。

(3) 感染症について

学校保健安全法施行規則では予防すべき感染症及び罹患した場合の出席停止期間等が定められています。感染症対策ガイドラインに準じて対応します。感染症発症や流行を防ぐように対応しますが、発症した場合はかかりつけの医師の指示に従ってください。

登園許可があった場合は「治癒申立書」の提出をお願いします。

(4) 事故・怪我・子ども同士のトラブルについて

十分注意して保育をしています。集団生活ですので、擦り傷、切り傷、ひっかき傷、噛みつき等を避けられない場合がありますのでご理解ください。

(5) 薬の服用について

医師の処方により日中の服用が必要な場合は預かりますので1回分をお持ちください。
与薬票と一緒に保育士に手渡ししてください。

1 3 お子さんに関して次の 2 種類の保険に加入しています。 こちらの記載は概要となっており、詳細について知りたい場合は、別途お問い合わせください。

(1) 日本スポーツ振興センター

保険の種類	日本スポーツ振興センター法に基づく災害給付
保険の内容	施設の責任の有無を問わず、保育中のけがや重大事故がおきたときにその治療費に対する災害給付金の支払いを行うものです
支給金額	負傷、疾病：原則医療負担額の 4/10 障害見舞金：最大 3,770 万円～41 万円 死亡見舞金：最大 2,800 万円～1,400 万円 *法改正により予告なく変更となることがあります

*法令の定めにより、保護者の皆さんからも加入同意の上、負担金 (240 円) をいただいております。(生活保護世帯の負担はありません)

*加入同意をいただいた保護者から請求があった場合に支払を行います。

*医療費助成により実際の支払いが 0 円でも対象となります。ただし治療に係る点数が低い場合支給されないことがあります。詳しくは治療後にお問い合わせください。

(2) ほいくのほけん (公益社団法人 全国私立保育園連盟)

保険の種類	保育園賠償責任保険
保険の内容	児童の身体に損害があり施設の責任がある場合、その損害に対して損害賠償金の支払いを行うものです
補償額	(施設賠) 対人 1 名 2 億円：1 事故 10 億円 対物事故 200 万円 (生産物賠) 対人 1 名 2 億円：1 事故・期間中 10 億円 対物 1 事故 200 万円

1 4 保護者との連絡

(1) 定期発行

保育園だより、クラスだより、ほけんだより、ホームページ

(2) 連絡帳

0 歳～2 歳は個別の連絡帳で健康状態や生活の様子を相互連絡します。3 歳以上は1 日の生活の様子を貼り紙してお知らせします。

(3) 緊急事態の対応

保護者の携帯電話の番号や職場の連絡先等変更があった場合はお知らせください。大規模災害等で保護者が迎えに来られない場合に備えて、代理人の登録をお願いします。

(4) 欠席する場合

給食の準備の都合で 9:00 までご連絡ください。また受診等で遅れて登園する場合も連絡をお願いします。

1.5 非常事態の対応

(1) 避難訓練の実施

毎月、火災、地震、竜巻、不審者を想定して訓練をします。年に1回、消防署の協力ももらいながら消火訓練をします。

(2) 地震等大規模災害

園舎は耐震構造になっていますので地震や津波の場合でも保護者がお迎えに来るまで保育園で待機しておりますのでご安心ください。

(3) 台風・大雨・大雪

電話や電車の不通、交通マヒ等で連絡が取れない場合はお迎えに来るまで保育園で待機しておりますのでご安心ください。

1.6 保護者が準備するもの

項目	0歳	1・2歳	3・4・5歳
午睡用布団	○	○	○
パジャマ	○	○	○
箱ティッシュ	○	○	○
おしぼり	3枚	3枚	2枚
オムツ	必要枚数	必要枚数	
着替え	必要枚数	必要枚数	必要枚数
カラー帽子		○	○

・箱ティッシュは年に3回程度集めます

・延長保育利用児はおしぼりをもう1枚用意おねがいします(延長保育時おやつ後に使用)

・カラー帽子は戸外遊びで使用します。1歳児クラスで購入をお願いします。(870円)

1.7 保護者負担

(1) 保育料、延長保育料(延長保育利用者)…市に納入

(2) 保護者会・保育園に納入するもの

年齢	保護者会費(月額)	保険料(年額)	主食代(月額)	お泊り会費
0・1・2歳	350円	240円		
3・4・5歳	350円	240円	800円	
5歳				500円

*主食代とお泊り会費については園から領収証を発行します。

18 苦情解決処理制度についてのお知らせ

- ・お子さんが受けている保育や保育園のことで納得できないことなどがありましたら、申し出てください。苦情受付担当は主任保育士になっています。
- ・問題解決に向けた話し合いは、苦情解決責任者（園長）が責任をもって行います。その際第三者委員会の立会いや助言を求めることができます。
- ・当法人は第三者委員を設置しております。第三者委員に直接申し出ることもできます。第三者委員への申し出は電話またはFAX でお願ひします。
- ・苦情受付から、解決、改善までの経過と結果について記録を作成します。記録の内容については、申し出者である保護者の方も確認できます。
- ・解決の結果については、よりよい保育をしていくために個人情報に関するものを除き、必要な事は公表します。
- ・問題の解決、改善策に真摯に取り組み、同様の苦情の再発防止に努めます。
- ・問題解決が困難な場合には、運営適正化委員会（連絡先：宮城県社会福祉協議会 TEL 022-716-9674）に申し出ることができます。

日常のお子さんに関することでは、担任保育士と気軽に話し合っただくことを望んでいます。

- ・苦情解決責任者 園長 小関靖子
- ・苦情受付担当者 主任保育士 佐々木まち子
- ・第三者委員 鹿又喜治（弁護士） TEL 022-225-2711
FAX 022-225-4604
嵐田光宏（社会福祉法人ビーナス会理事）
TEL・FAX 022-289-4872

19 児童虐待（DV）に対する措置

- ・当園では児童虐待をなくし、子どもたちの笑顔を守るため、児童虐待の疑いを少しでも発見したときは、関係機関への連絡を行う義務があります。
- ・なお、身の回りで児童虐待の疑いを発見したときは、当園、児童相談所（電話189）または市役所こども福祉課児童福祉係まで連絡をお願いします。

20 その他

（1）利用の終了に関する事項

次の場合は保育の提供を終了します。

ア 利用児童が小学校に就学したとき

イ 児童の保護者が、児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しな

なくなったとき

ウ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(2) 保護者会があります。

(3) 同意書の提出

この書類の配布により、施設の概要・重要事項の説明への同意書の提出をお願いします。

(提出がない場合、入所できません)

また、いただいている個人情報の提供の同意についても提出の協力をお願いします。

なお、この説明及び同意書の提出は、入所を意味するものではありません。入所については、後ほど市から通知があります。

重要事項説明同意書

私は、下馬みどり保育園重要事項説明書（特定保育所用）に基づいて、下馬みどり保育園利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

平成 年 月 日

保護者住所	
保護者名	印
児童から見た続柄	
児童氏名	歳
	歳
	歳